

明治薬科大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2017（平成29）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1902（明治35）年に設立された東京薬学専門学校を基礎とし、その後の組織改編を経て、1949（昭和24）年に明治薬科大学として発足した。1998（平成10）年には、それまでの東京都世田谷区および田無市から、東京都清瀬市へキャンパスを移転し、薬学部・薬学研究科の単科大学としての教育・研究活動を展開している。

貴大学の建学の精神は、「薬学を普及する」「社会に有用な薬剤師を養成する」「医薬分業を実施する」もって、「国民の保健衛生に貢献する」とされている。これに基づく学部各学科および大学院各専攻・課程の目的も学則およびパンフレットなどにより明示されている。

学生が医療現場を実体験し、医療人としての倫理観を涵養するため、薬学科では1年次に「早期体験学習」、2年次に「体験学習」を設け、また、5年次における7コースの6ヶ月間独自研修カリキュラムなどを設定している。生命創薬科学科においても、薬学研究者を目指す学生のモチベーション向上を図るための「薬の発見・発明」の時間を設け、自主的な調査、小グループ討論・発表・討議を実施しており、これらは貴大学の理念・目的、教育目標に基づく特色ある教育として評価できる。

一方、自己点検・評価活動については、中心となる委員会（自己点検・評価委員会）について規程と実態の整合性が取れていない部分があること、大学院については、独自の教育改善に向けた取り組みが不十分であることなど問題点も散見されるため、今後の改善に向けた取り組みが望まれる。

二 自己点検・評価の体制

貴大学では、1992（平成4）年に「自己点検・評価委員会」が設置され、1993（平成5）年に「自己点検・評価規程」が制定された。その後、1991（平成3）～1995（平成7）年度の資料を収集して発刊された『明治薬科大学自己点検・評価報告書』では、長期展望に基づく貴大学の現状と課題が明らかにされている。

2001（平成13）年度に本協会の相互評価を申請することになり、1996（平成8）～2000（平成12）年度にわたる自己点検・評価を行い、『明治薬科大学自己点検・評価報告書（1996-2000）』にまとめ、それに基づき本協会の認定を受けている。

ただし、実質的な点検・評価活動は「大学運営協議会」および「自己点検・評価委員会」で行われているとのことであるが、これらの委員会の根拠規程は未整備であり、「自己点検・評価規程」との整合性も含め、規程の整備が必要である。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

貴大学は、薬学部・薬学研究科の1学部・1研究科で構成されている。薬学部では薬学教育6年制の開始に合わせ、社会の要請に応える医療の担い手としての質の高い薬剤師の養成を目的とする薬学科（6年制）、および生命科学と創薬化学の分野の確かな基礎学力を身につけ、多様な分野で社会貢献できる人材の育成を目的とする生命創薬科学科（4年制）の2学科が併設されている。

また、附属教育研究施設として、薬用植物園、機器分析センター、放射線同位元素実験施設、組換えDNA実験施設、動物研究施設、および情報教育研究センターなどが整備され、大学の理念・教育目標を実現するための組織が適切に構成されている。

2 教育内容・方法

（1）教育課程等

薬学部

「医療人にふさわしい確かな専門知識と豊かな心を持ち、社会に貢献できる質の高い薬剤師・薬学研究者を養成する」という目的を掲げている。

薬学科では、1・2年次を基礎教育期間、3・4年次を専門教育期間、5年次を病院・薬局実務実習および学外研修期間、6年次を薬剤師国家試験対策などの総合学習期間として位置づけ、外国語や情報教育も含めてバランスのよいカリキュラムが組まれている。また、総合的な判断・理解力を備え、豊かな人間性を涵養し、高い倫理観をもった医療人を育成するために、1年次に病院・薬局等の見学を行う「早期体験学習」、2年次にボランティア活動を主体とする「体験学習」、5年次に病院・薬局実務実習を含む7つの学外研修コースを設け、優れた医療人育成のための充実した教育課程が整備されている。

生命創薬科学科では、1・2年次を薬学科とほぼ共通のカリキュラムによる基礎教育期間、3・4年次を専門教育と卒業研究期間に位置づけ、薬学研究者の育成に必要なカリキュラムがバランスよく配置されている。また、目標とする社会・国際貢献に即して、外国語能力の育成、国内外との教育研究交流などを積極的に推進しており評

価できる。1年次に実施されるPBL (Problem Based Learning) とSGD (Small Group Discussion) を組み合わせた「薬の発見・発明」や3年次の「薬科学総合演習・実習」は、少人数グループの中で自主性・能動学習を促し、将来の研究者志向のモチベーションを養う試みとして評価できる。

また、導入教育として、生物学や物理学を高等学校で十分に学習せずに入学してくる学生のために、必修科目あるいは自由選択科目としての入門科目が開講され、2年次以降の教育に支障のないよう工夫されている。

薬学研究科

「高い研究能力と問題解決能力をもつ薬学の研究者、専門技術者の養成」「豊かな基礎学識と実務体験に基づき、医療および臨床現場の薬物治療に責任を持って参画できる総合的能力の高い薬剤師の養成」「国際的な共同研究や学術交流の積極的な推進」を目標として掲げている。

薬学専攻博士課程（前期）は、基礎薬学研究・医療薬学研修・連携部門の3コースから構成され、多様な社会的要請に対応可能な実践的な人材の育成を目指している。1年生対象の総合講義を開講し、広い視野から研究目的・意義を再認識できるよう配慮している。同専攻博士課程（後期）は、基礎薬学研究・連携部門の2コースに分かれ、指導教員のアドバイスを受けながら、専門的課題研究に取り組み、研究の遂行・発展能力を修得している。

臨床薬学専攻博士課程（前期）では、適正な薬物治療を担える総合的・基礎的能力を有する臨床薬剤師の育成を目的に、病院薬学・がんプロフェッショナル・臨床開発・地域医療・伝統医療薬学の5コースを設定している。また、同専攻博士課程（後期）では、臨床現場で中心的な役割を担う臨床薬剤師の育成のための教育・研究指導内容が整備されている。

両専攻博士課程（後期）において、長期履修制度を導入するなど、社会人学生のために配慮をしている。このほか、臨床薬学専攻博士課程（前期）の講義は昼夜開講制を採用し、土曜日に報告会、演習、症例検討会、文献講読などのセミナーが行われている。

（2）教育方法等

薬学部

薬剤師国家試験・就職希望者の就職決定率も良好なほか、文部科学省「地域医療等社会的ニーズに対応した質の高い医療人養成推進プログラム（医療人GP）」における教育プログラムの採択実績もあり、教育活動の効果をうかがうことができる。

教務委員長、教務副委員長、学生支援グループが体系的な履修指導を行い、留年者

に対しても進級者とは別に履修指導を行っている。

1年間に履修登録できる単位数は特に制限していないが、薬学科および生命創薬科学科ともに必修科目の比率が高く、演習や実習の数も多いことから現状のカリキュラムで学修の質は担保されているものと判断できる。

学生による授業評価は、講義・演習および実習を対象として実施されており、各教員に要望や指摘事項への回答を教務課へ提出させ、掲示することによって組織的に行われている。

シラバス（履修の手引き）は一定の書式で記載されており、教員間で記述の内容や量に精粗がないように工夫されている。

成績評価基準についてもシラバスに明示されている。病院・薬局実習では、研修受け入れ施設の責任者の評価と合わせて、プレ実習、面接実習報告会への出席、実習態度、レポートなどを総合的に評価し、成績評価の客観性および厳密性を担保している。

薬学研究科

大学院入学時に、学生支援グループおよび大学院チーム事務局による履修ガイダンスが行われている。また、連携部門コースの大学院学生に対しては連携大学院委員会が窓口となって、外部研修機関と連絡を取りながら履修指導が行われている。

授業や研究指導の方法と内容、授業と研究指導の年間計画、成績評価基準も大学院要覧等により、あらかじめ大学院学生に明示している。

論文作成過程においては、指導教員が大学院学生の研究課題の決定、実験計画の立案、実験遂行に必要な技能の指導、実験結果の考察と評価をとおしての討議・指導、学会発表に必要なプレゼンテーション技術や学術論文作成などの指導を行う。また連携大学院の学生の場合、連携大学院委員会が窓口となって、派遣先研修指導者が実践的な臨床教育を行い、研修報告会において研修の評価・指導を行う。

すべての大学院担当教員は学部におけるファカルティ・ディベロップメント（FD）の経験があるものの、大学院では学部と異なる教育方法・内容が必要となる面もあることから、大学院独自のFDについても検討が望まれる。

臨床薬学専攻の特論講義において、学外医療機関に所属する兼任教員に対して授業アンケートを行い、その結果をフィードバックして授業方法・内容の改善を行っていることは評価できる。

国内外の外部講師による多数の大学院特別講義、および若手研究者講話会が開かれている。外部研究者の特別講義や講話会でのトピックス的講義が多いことは評価できるが、一方で、専任教員による連続性が必要な系統的な専門教育が減る傾向が生じる点に注意が必要である。

(3) 教育研究交流

薬学部

学部レベルの国際教育交流の一環として「アルバータ大学語学・薬学セミナー」を開講している。これにより、英語スキルの向上が期待できるほか、カナダの医療の一端に触れて薬学生としてのモチベーションの向上にも役立つなど、評価できる。国際化の時代に対応できる薬剤師・薬学研究者の育成を目指した基本方針はおおむね達成されている。

薬科大学にもかかわらず外国語研修や国際教育交流が進められている点は評価できるが、ここ数年参加者の著しい減少がある。これに対し、点検・評価報告書では資金確保・実施時期などの面からの改善方策が提示されており、その実現に期待したい。

薬学研究科

国際交流の推進を重視し海外9カ国10大学と学術協定を締結していることは、私立薬科大学として特筆できる点である。また、教員・大学院学生の派遣・招聘を活発にするため、大学独自のスカラシップ制度を設けている。薬学基礎研究教育では、アジア・アフリカ創薬研究センター(MPU/AACDD)を開設し、アジア圏の創薬基礎研究レベルの向上と貴重な天然資源の有効利用、ならびに次世代を担う若手研究者の育成を目的とする国際共同研究を実践し、さらに、米国イリノイ大学へ教員および大学院学生を臨床薬学研修の目的で派遣し、同大学から教員を短期招聘して大学院特別講義を実施している。その他、海外の大学とのさまざまな教育・学術研究交流によって教員、大学院学生の国際感覚の研鑽と国際共同研究の推進が図られていることは評価できる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

薬学研究科

学位申請に必要な学術論文数などの申請手続きの詳細は内規として扱われ、指導教員から申請者に伝えられている。論文口頭発表は学内公開型で行われ、また口頭発表要旨は事前に学内配付される。このように学位審査の透明性・客観性は十分に担保されている。しかし、学位の水準を維持するための申請要件は「学位申請基準」として定まっているものの、大学院学生へは口頭での伝達となっており、明示されているとは言い難い。併せて、学位論文審査基準も明確化されていないため、改善が望まれる。また、博士課程(後期)の在学期間に関して、優れた研究業績を上げた者は1年以上在学すれば足りるものとするところがあるが、具体的な業績基準(論文数、インパクトファクター等)が明示されていない点にも注意が必要である。なお、臨床薬学専攻博士課程(前期および後期)社会人コースでは、標準修業年限内(前期:2年、後期:3年)

に修了要件を満たすことのできない大学院学生が多いため、改善努力を期待する。

学位授与の手続きや研究指導体制は、大学院要覧等に詳細に掲載され、大学院学生に対して明確に提示されている。しかし、博士課程（後期）において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは適切ではない。課程制大学院の趣旨に留意して、在籍関係を保持したまま論文指導を継続して受けられる工夫や、その際の修学上の研究環境の整備などを併せて検討し、改善が望まれる。

3 学生の受け入れ

学部においては、多様な入学者選抜を設け、受験生に対しては大学案内「アクセスガイド」、オープンキャンパス、受験生対象の進学説明会、高校教員に対する進学相談会、大学ホームページ等による学生募集広告などで受け入れ方法を明示し、公正で適切な受け入れがなされている。研究科では、推薦入学試験制度、学部学生および他大学学生を対象とする一般入学試験制度が設けられ、受験生のうち、学部学生に対しては一般入試説明会やホームページ上で案内し、他大学・大学院学生に対しては全国の薬学部・薬系大学に募集要項を送付するほか、一般入試説明会を行うとともに、ホームページにより広報するなど、適切な受け入れがなされている。

学部の入学定員に対する入学者数比率、収容定員に対する在籍学生数比率ともに適切である。なお、編入学生についても若干名の募集に対し2年次に1名、3年次に1名が在籍するのみであるので、問題はない。

一方、研究科の過去5年の入学定員に対する入学者数比率の平均では、博士課程（前期）1.29、同（後期）0.33、収容定員に対する在籍学生数比率は博士課程（前期）1.35、同（後期）0.42であり、博士課程（後期）については、改善の余地がある。

4 学生生活

大学独自の奨学資金として、学業奨励目的に設定している「明治薬科大学奨学費」および「特待生制度」は、特色あるものとして評価できる。その他、低利学費ローン融資制度などの経済的支援体制が整備されている。

進路・就職面からのサポートとして、「進路指導就職委員会」が設置され、進路全般にわたっての支援方針および就職関連ガイダンス・フォーラム等の行事の企画立案を行い、進路チーム職員が中心となって進路指導・支援の業務が遂行されている。

学生のメンタル面のサポートは、学生10名に対し1名の教員がアドバイザーとして担当しており、相談室において、カウンセラー、心療内科医、内科医による面談を定期的に行っているほか、学生支援グループでは不登校学生への対応、その他の相談

対応を行っている。

セクシュアル・ハラスメントへの対応については、防止委員会が組織され、防止啓発活動を実施するほか、相談窓口にもなっている。ホームページ、「キャンパスライフ」誌および学内LANを利用して、セクシュアル・ハラスメント防止の呼びかけや相談窓口の紹介などを行っている。新入生に対しては4月のオリエンテーションにおいてこれらを周知している。なお、2009（平成21）年度より、セクシュアル・ハラスメント以外のハラスメントにも対応できるよう、ハラスメント関連の各種規程の改訂、委員会の整備が行われた。

5 研究環境

研究活動の指標となる原著論文数は、過去5年間でほぼ横ばいもしくは増加傾向にある。また国際学会での発表数も増加している。新薬学教育制度における実務教育充実のため基礎系の教員が減少し、研究活動への影響が懸念されたが、論文数から見る限りは順調と判断できる。私立薬科大学の置かれた厳しい研究環境の中で専任教員の研究活動の状況は理念・目的を達成するものとなっている。

研修機会としての学会への参加については、国内学会への旅費および3年間に1回を限度として国際学会への旅費が支給されている。その他研究費についても、一定の資金は保障されている。なお、研究費には傾斜配分と競争原理を導入しており、研究意欲の高揚、より高いインパクトファクターの雑誌を目指す傾向が見られる。

また、バイオ・ベンチャー研究開発センター、オープン・リサーチ・センター整備事業、ハイテク・リサーチ・センターなどの共同研究が活発に行われていることも評価できる。科学研究費補助金および民間からの研究助成金や受託研究費についても相応の努力が認められる。以上、教員が十分な研究活動を行えるよう、研究環境の整備の努力がなされており、おおよその研究環境は確保されていると判断できる。

6 社会貢献

年8回の市民大学講座「自然と健康を考える」、月2回の薬剤師生涯学習講座のほか、認定薬剤師の事業として、薬剤師生涯学習講座、臨床薬学特論認定薬剤師聴講などを実施し、市民や薬剤師に学習の機会を提供している。

また、大学の知的資源の提供のために「明治薬科大学オープンカレッジ」を開催するとともに、寄付講座2教室を設立して大学院や教員の研究発展や国際協力研究を進めている点は、私立薬科大学として評価できる。

このほか、厚生労働省関係の医療・薬事・食品衛生分野の委員会の委員および薬剤師国家試験制度検討委員会の委員として数名の教員が活動し、清瀬市の環境審議会の委員として活動している教員もいるなど、国や地方公共団体の政策形成等に貢献して

いる。

大学の施設・設備についても、教育・課外活動に支障のない範囲で、地域住民へのテニスコート、図書館、資料館の開放に努めている。

7 教員組織

大学設置基準で定める専任教員数は十分に上回っている。専任教員1人あたりの学生数は、学部・研究科ともに問題はない。しかし、51～60歳の教員が43.3%を占めており、教員の年齢構成には偏りが見られる。今後の人事において、助教や講師等の若手教員の充実など、年齢構成のバランスに配慮する必要がある。

学部の実験・実習において、博士課程（前期）の大学院学生がティーチング・アシスタント（TA）として実験補助に携わる体制ができています。また、旧4年制課程出身の大学院学生がいなくなる2010（平成22）年度以降に備え、教育連携病院、薬局等からの「補助教員」制度を2009（平成21）年春から運用している。

教員の任免、昇格の基準および手続きについては、「明治薬科大学教員選考規程」において明文化されている。

なお、専門系教室のうち、特に基礎薬学系で教員の不足が生じていることは問題である。医療系教員の補充が喫緊の課題であることは理解できるが、大学全体の教育・研究の在り方、バランスに常に配慮する必要がある。

8 事務組織

事務職員の研修制度として、2005（平成17）年度から目標管理による人事評価を導入し、管理職の評価者研修を取り入れたほか、外部講師による職階別研修、新規採用職員に事務職員の意識を高めるための事務局長からの講話、また、各グループ、チーム等の事務職員が講師となり所掌業務をとおしての研修を行っている。さらに、文部科学省、日本私立大学協会等が主催する研修会等へ事務職員を参加させているほか、自己啓発支援として通信制大学院の科目等履修生制度を利用している。

50名の事務組織にグループ制を導入し、意思伝達の迅速化やチームおよびグループの枠組みを超えた新しい業務に柔軟に対応するため、職位階層を減らしたフラットな組織を構築している。教学関係の委員会に、事務職員が委員として意思決定に参画するとともに、決定事項を教職員が一体となり遂行することで、連携協力体制が確立されている。教員会議においては、事務組織からも事務局長をはじめ各リーダーおよびマネージャーが出席し、関連委員会の報告等を行うなど、大学運営における事務組織と教学組織との有機的一体性が確保されている。

9 施設・設備

校地・校舎面積は、大学設置基準で定める必要校地・校舎面積を十分に上回っている。

機器分析センター、動物研究施設、R I 実験施設、薬用植物園などの教育・研究上必要な施設・設備が整っており、また、付属施設として設置されている「資料館」には全国版の新聞への資料提供や国立科学博物館から出展の依頼があるなど、その存在価値は評価できる。

施設のバリアフリー化に向けた取り組みとして、本部棟、講義棟、研修・図書・厚生棟の一部に障がい者用のトイレおよび駐車スペース、スロープなどが設けられている。さらに、総合教育研究棟フロネシスは、すべての講義室で車椅子のままで受講できるよう障がい者のための構造となっている。

また、施設・設備および機器・備品の維持・管理を目的とした学内施設委員会が設置されており、「学内予算・施設委員会」、「理事会施設委員会」、「理事会会計委員会」との調整により、維持・管理する責任体制が確立している。また、衛生・安全面については「安全衛生委員会」が任を果たしており、震災・防火対策も講じられている。

10 図書・電子媒体等

図書館には、図書館システムが導入され、サーバおよび業務用・検索用端末が整備されている。システム導入以来、国立情報学研究所のNACSIS-CATに加入し、書誌データの取り込みなどを効率的に行うとともに、この加盟による他大学図書館との連携も強めている。相互貸借は、同NACSIS-ILLを中心に、日本薬学図書館協議会および日本医学図書館協会との協力を含め、積極的にサービスに参加している。学内からは図書館ホームページ上で文献複写依頼を行うことができ、迅速な文献の入手を可能にしている。

収容定員に対する閲覧座席数の割合は13.5%であり、おおむね適切である。ただし、薬学科が完成年次を迎える2011(平成23)年度以降も十分な座席数が確保できるよう、検討が必要である。平日の開館時間は9時～19時50分、土曜日は9時～17時であり、さらに大学院学生と教員は自動入退館システムにより、24時まで利用可能であるので、学部学生・大学院学生ともに最終授業終了後も図書館で学修することができる。また、学生の学修に支障が出ない範囲で、地域住民が図書館を利用できるよう配慮されている。

11 管理運営

管理・運営については、学則および学内規程をはじめとする多くの明文化された規程に基づき、合理的に行われている。

明治薬科大学

学長、大学院研究科長、大学院運営委員長の権限は、「学校法人明治薬科大学職員組織規程」に記載され、それぞれの選任方法についても、「明治薬科大学学長選考規程」「職員の任免に関する規程」に規定されている。なお、学長選考規程については2007（平成19）年より、立候補制とすること、選挙人を助教にまで広げるなどの大きな改正がなされている。

大学の意思決定に「大学運営協議会」が中核的な役割を果たしている。大学運営協議会は、各委員会等の意思を汲み上げて議題の整理、調整ならびに教学全般にわたる重要事項を協議している。また、大学運営協議会の策定案を教授会および教員会議に諮り、最終的に大学の意思を確認するプロセスが確立している。大学院については、最終決定機関は「大学院研究科会議」（大学院教授会に相当）であり、研究科会議に諮る議題をあらかじめ審議・整理する機関として「大学院運営委員会」が設置されている。

1 2 財務

財政基盤を確立するために、帰属収入の増加と外部資金の積極的な獲得を目標として、計画的に運営されている。

帰属収支差額は2006（平成18）年度を除き収入超過である。また、当年度消費収支は支出超過が続いているが、これは新校舎建設のための第2号基本金組み入れ等が起因していると見られる。なお、収入超過を保っていた翌年度繰越消費収支は2008（平成20）年度には支出超過に転換している。

教育・研究環境の整備のために、計画的に第2号基本金の組み入れを行い、総合教育研究棟フロネシスを建設している。また、外部資金獲得に対する努力として、資産運用益については資産運用委員会の設置や各種規程の整備、寄附金については明治薬科大学基金の創設、寄付講座の積極的な設置等を行っており評価できる。

財務関係比率は、教育研究経費比率、自己資金構成比率等「薬学部を設置する私立大学」の平均に対しておおむね良好である。人件費比率が平均より高いが、新給与体系の導入を計画する等改善の努力が見られる。

なお、監事および公認会計士監査は適切かつ客観的に行われていると判断でき、目標としている内部監査制度の構築についても監査室の設置を行っている。しかし、監事による監査報告書では監査方法についての記載がないので、主な監査手続きについて記載することが望まれる。

1 3 情報公開・説明責任

自己点検・評価結果等の社会への公表に関しては、『明治薬科大学自己点検・評価報告書（1996－2000）』、『教員総覧』および『明治薬科大学研究紀要』などによって遂

行されている。しかし、上記の自己点検・評価結果および研究紀要の学外への発信は、教職員および関係国公立大学など、限定的に行っていた。

今回の大学評価受審に係る自己点検・評価報告書は、評価結果とともにホームページ上に公開して保護者・学生も閲覧できるように配慮し、教職員、関係官公庁、団体へも配付することになっており、その実現が望まれる。

大学関係者からの情報公開請求への対応については、財政公開以外の情報開示の手続きが明確になっていない。

財務情報の公開については、広報誌、ホームページによって行われている。広報誌『明治薬科大学広報』および『学校法人明治薬科大学広報秋津め〜る』では、決算の概要および財務三表を掲載し、教職員、学生、保護者、維持員に配付している。また、ホームページには財務三表、財産目録、監査報告書のほか、事業報告書が掲載され、3年間の推移が示されており、情報公開や説明責任の履行を適切に果たそうとする貴大学の姿勢が表れている。今後は、貴大学に対する一層の理解を得るために、事業内容等と符合した解説をつける、図表を取り入れるなどの工夫が望まれる。

Ⅲ 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 薬学部では、薬学科2年次の必修科目として、約1週間のボランティア活動に従事する「体験学習」を設定しているほか、生命創薬科学科1年次に実施されるPBLとSGDを組み合わせた「薬の発見・発明」や3年次の「薬科学総合演習・実習」など、体験・少人数教育を基礎とした能動的学習を促す試みは評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育方法等

- 1) 薬学研究科では、大学院独自のFD活動が行われていないので、改善が望まれる。

(2) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 薬学研究科の「学位申請基準」については、書面等により大学院学生へあらかじめ明示することが望まれる。併せて、学位論文審査基準の明確化も望まれる。

- 2) 薬学研究科博士課程（後期）において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、再入学などの手続きを経ず学位論文を提出して、博士の学位を取得した者について、「課程博士」として取り扱っていることは適切ではないので、課程制大学院の趣旨に留意して円滑な学位授与を行うよう、改善が望まれる。

2 教員組織

- 1) 51～60歳の専任教員が43.3%と多くなっているため、年齢構成の全体的バランスを保つよう改善の努力が望まれる。

3 点検・評価

- 1) 「大学運営協議会」および「自己点検・評価委員会」の根拠規程が未整備であり、「自己点検・評価規程」についても実際の運用との整合性が取れていないため、これらの規程の整備が望まれる。

4 情報公開・説明責任

- 1) 大学関係者からの情報公開請求への対応については、財政公開以外の情報開示の手続きが明確になっていないため、改善が望まれる。

以 上

「明治薬科大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より2009（平成21）年1月8日付文書にて、2009（平成21）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり報告します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（明治薬科大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は明治薬科大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月3日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月27日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「明治薬科大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2013（平成25）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

明治薬科大学資料1—明治薬科大学提出資料一覧

明治薬科大学資料2—明治薬科大学に対する大学評価のスケジュール

明治薬科大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	明治薬科大学 平成20年度入学試験要項 薬学部薬学科<6年制>・生命創薬科学科<4年制> ・一般入試[B方式前期・B方式後期] ・センター試験・個別試験併用入試[C方式] ・センター試験利用入試[A方式] ・指定校制推薦入試 ・公募制推薦入試 ・社会人入学者選抜試験 ・帰国子女入学者選抜試験 ・編入学試験 2008年度 明治薬科大学大学院薬学研究科学生募集要項 推薦入学試験 博士課程(前期)学生募集要項 薬学専攻 博士課程(前期) ・学生募集要項 ・2次学生募集要項 ・外国人留学生 募集要項 ・外国人留学生 2次募集要項 ・「連携大学院方式」医療薬学研修コース、連携部門コース 学生応募の手引き 薬学専攻 博士課程(後期) ・学生募集要項 ・社会人学生 募集要項 ・秋季入学(10月) 社会人学生 募集要項 ・外国人留学生 募集要項 ・秋季入学(10月) 外国人留学生 募集要項 臨床薬学専攻 博士課程(前期) ・学生募集要項 ・2次学生募集要項 ・社会人学生募集要項 臨床薬学専攻 博士課程(後期) ・学生募集要項 ・社会人学生 募集要項 ・秋季入学(10月) 社会人学生 募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	明治薬科大学 ACCESS GUIDE 2008 2008-2009年 大学院要覧
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	平成20年度 履修の手引き ・薬学科・生命創薬科学科 1・2・3年 ・製薬学科・衛生薬学科・薬剤学科 4年 大学院博士課程(前期) 薬学専攻 履修登録の手引き(2008年(平成20年)4月3日・2008年(平成20年)7月28日) 2008年度(平成20年度)前期 大学院博士課程(前期)講義スケジュール 2008年度(平成20年度)後期 大学院博士課程(前期)講義スケジュール CAMPUS LIFE 2008
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	学部時間割表 ・平成20年度【前期】時間割 ・平成20年度《後期》時間割

資料の種類	資料の名称
	大学院博士課程(前期)時間割表 ・2008年度(平成20年度)前期 薬学専攻 講義時間割 ・2008年度(平成20年度)後期 薬学専攻 講義時間割 大学院博士課程(前期)臨床薬学特論講義カリキュラム(平成20年度) (社会人受講生(科目等履修生)募集の手引き 2008(平成20年度)(p.4～p.5に 掲載))
(5) 規程集	明治薬科大学規程集
(6) 各種規程等一覧(抜粋)	
① 大学学則、大学院学則、各学部規程、大学院研究科規程等	明治薬科大学 学部学則 明治薬科大学 大学院学則 明治薬科大学 学位規程 明治薬科大学 学位規程施行細則
② 学部教授会規則、大学院研究科委員会規程等	明治薬科大学 教授会規程 明治薬科大学 大学院薬学研究科会議規程 明治薬科大学 寄付講座規程 明治薬科大学 寄付講座運営規程 明治薬科大学 寄付講座客員教員に関する規程 明治薬科大学 寄付講座客員研究員等に関する規程 明治薬科大学 認定薬剤師研修制度規程 明治薬科大学 認定薬剤師認定基準 明治薬科大学 ハイテクリサーチセンター規程 明治薬科大学 ハイテクリサーチセンター研究補助者取扱規程 明治薬科大学 ハイテクリサーチセンター研究支援者取扱規程 学校法人明治薬科大学 職員組織規程 学校法人明治薬科大学 内部監査規程 学校法人明治薬科大学 監査室要項 学校法人明治薬科大学 個人情報保護方針(プライバシーポリシー) 学校法人明治薬科大学 教員就業規則 学校法人明治薬科大学 事務職員等人事評価規程 明治薬科大学 受託研究取扱規程 学校法人明治薬科大学資産運用規程 学校法人明治薬科大学 運営の大綱 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備等の実施状況報告書
③ 教員人事関係規程等	明治薬科大学 教員選考規程 明治薬科大学 教員の資格に関する規程 学校法人明治薬科大学 職員の任免に関する規程
④ 学長選出・罷免関係規程	明治薬科大学学長選考規程
⑤ 自己点検・評価関係規程等	学校法人明治薬科大学 自己点検・評価規程
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	学校法人明治薬科大学 セクシュアルハラスメント防止に関する規程 セクシュアルハラスメント防止委員会規程 セクシュアルハラスメント相談員規程 セクシュアルハラスメント調査委員会規程
⑦ 寄附行為	学校法人明治薬科大学 寄附行為
⑧ 理事会名簿	学校法人明治薬科大学 役員名簿
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	(該当なし)
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	(該当なし)
(9) 図書館利用ガイド等	図書館利用案内
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	セクシュアル・ハラスメントの防止と相談窓口 (CAMPUS LIFE 2008 P.47～P.50に掲載)
(11) 就職指導に関するパンフレット	就職の手引き CAREER GUIDE BOOK 2008

資料の種類	資料の名称
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	学生相談、健康相談室・周辺医療機関 (CAMPUS LIFE 2008 P.40～P.42に掲載)
(13) その他	(該当なし)
(14) 財務関係書類	計算書類(平成15-20年度)(各種内訳表、明細表を含む) 監事監査報告書(平成15-20年度) 公認会計士または監査法人の監査報告書(平成15-20年度) 財務状況公開に関する資料(『明治薬科大学広報No.73』、『学校法人明治薬科大学広報 No.18 秋津め～る』、『事業報告書』平成19年度、『財産目録』平成20年3月31現在、明治薬科大学ホームページURLおよび写し)
(15) 寄附行為	学校法人明治薬科大学寄附行為

明治薬科大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2009年	1月8日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月3日	第8回大学評価委員会の開催（平成21年度大学評価における評価組織体制の確認）
	3月12日	臨時理事会の開催（平成21年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月10日	第9回大学評価委員会の開催（平成21年度大学評価のスケジュールの確認）
	4月24日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月18日	評価者研修セミナーの開催（平成21年度の評価の概要ならび
	～20日	に主査・委員が行う作業の説明）
	28日	
	～29日	
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月3日	第2回大学財務評価分科会の開催
	～4日	
	8月26日	大学評価分科会第43群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月27日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月18日	第3回大学財務評価分科会の開催
	～19日	
	11月25日	第4回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	～26日	
	12月12日	第10回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	～13日	
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2010年	2月3日	第4回大学財務評価分科会の開催
	2月11日	第11回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参

- ～12日 考に「評価結果」(委員会案)を修正し、「評価結果」(最終案)を作成)
- 2月19日 第456回理事会の開催(「評価結果」(最終案)を評議員会に上程することの了承)
- 3月12日 第103回評議員会、臨時理事会の開催(「評価結果」の承認)